

日本語における可能の意味について

中 井 政 喜
呂 雷 寧

1. はじめに

可能表現に関して、従来取り上げられてきた主たる問題には、次の2つがある。1つは可能表現において非情物¹⁾が主体になるか否かであり、もう1つは無意志動詞を可能表現に用いることができるか否かである。これらの問題について、可能表現の主体は有情物に限られ、無意志動詞は一般的には可能表現にならないという主張が、これまでの主流である。しかし、実際には、次の(1)と(2)のような、それぞれ非情物(桜)と無意志動詞(「咲く」、「育つ」)が用いられる可能表現の存在していることは否めない事実である。

- (1) 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲くことができる。

(www.nhk.or.jp/sawayaka/ishigaki.html)

- (2) 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育つことができたのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれません。

以上から分かるように、従来の主張により可能表現はその使用範囲を狭められているため、それに基づき可能の意味についてなされた記述も万全

なものではないように思われる。本稿では、従来の研究を検討したうえで、可能の意味について再分類を試みたい。

2. 可能に関する先行研究の概観

日本語における可能の意味に関する研究として、藤井(1971)、小松(1995)と津田(2000)の「能力可能・状況可能」、奥田(1986)の「能力可能・条件可能」、森田(1987)、寺村(1982)の「能動的可能・受動的可能」、城田(1998)の「主体の可能的意味・客体の可能的意味」、青木(1980)、松下(1930)の「可能の被動・価値の被動」、中田(1981)の「能力可能・許容可能・受容可能」、金子(1980)などの「能力可能・認識可能」、渋谷(1986)の「動作主可能・自発(経験者可能)・認識の可能」、張(1998)などが挙げられる。これらの研究成果を概観してみれば、可能の意味を大きく、有情物の可能、非情物の可能、受動的可能、受容可能(あるいは価値の被動)、認識可能、結果可能、の6つに分類することができる。

可能表現に関する研究の多くは、可能が「有情物の可能」、すなわち有情物の動作・状態の可能であるとしている。その代表例として、藤井(1971)、小松(1995)と津田(2000)が挙げられる。

非情物も可能表現になり得るとする研究もある。藤井(1971)、青木(1980)などのように、そのほとんどは「～しうる」の形に限られると主張している。また、奥田(1986)と森田(1987)も、非情物にも可能表現が存在することを認めている。しかし、「能力の所有者としてあらわれてくるのは、必ずしも人間に限られるわけではない。人間以外の物をさし示す名詞も、主語の位置にあらわれることができる」(奥田1986:189)とあるように、(3)の表す非情物の性質に関する可能(4)の表す有情物の能力可能と同等に扱われている。有情物の能力と非情物の性質は、一方が自らの意志で実現できるのに対して、他方は意志を持たず自らの性質を具現することを制御できないため、異質なものと捉えるべきであると思われる。

- (3) この結果、質量のじゅうぶんおおきな物質は、位置とはやさのい
ずれもが同時に確定した値をもつ物理的な状態にちかづくことが
できる。 (奥田1986:189)
- (4) 森のなかでは、伐木作業がかれをなぐさめるにちがいない。かれ
は、森にいけば、いつも一日に三十貫以上の割り木をつくること
ができる。 (同:188)

森田はさらに、非情物を「器械・道具類」に限ることに加え、動詞が意志的に用いられる語であると条件付けている。

- (5) この起重機は六トンまで(物が) 上げられる。(森田1987:478)

この「非情物の可能」の考えは「有情物の可能」という主張を補っているとはいえ、冒頭の例(1)と(2)について説明することができない。

「受動的可能²⁾」と「受容可能³⁾」(あるいは「価値の被動⁴⁾」)とは問題とされる事物に関する可能と言える。例えば、(6)と(7)のような文である。しかし、これらの文はいずれも人間の行為を表す意志動詞を用いることにより、人間などにとっての価値に関する事物の性質・状態を表しているため、冒頭に挙げた例文(1)と(2)を包括していない。

- (6) この茸は食べられない。(寺村1982:259)
- (7) この川は汚くて泳げない。(中田1981:2)

「認識可能」は金子により立てられたものである。金子(1980)は、可能表現の内部には、“できる”の意味を問題にする「ちからの可能⁵⁾」と“みこみ”の存在を問題にする「認識の可能⁶⁾」という2つの意味領域があるとする。そのうえで、認識可能は「-うる/-える」以外の形式によっては表現できないため、従来、「ちからの可能」のみを扱い、「-うる/-える」

を研究対象としない先行研究では見落とされている可能の意味であると指摘している。

- (8) しかしそれが、小さな素粒子の世界が、どんなものかということ
を考えるときのヒントになりうる……。 (金子1980:71)

これにより非情物と無意志動詞の可能表現の一部について説明できるが、(1) と (2) のような表現は依然として研究対象から外されている。

一方、主体⁷⁾の動作・状態が実現できるか否かを問題にしてきた従来の研究と異なり、張(1998)は動作主の意志的動作によって引き起こされる状態変化に着目し、動作主に意図された状態変化が実現できるか否かという「結果可能」を打ち立てた。

- (9) 腕が痛くて手が上がらない。 (張1998:89)

- (10) 解熱剤を飲んだら、熱が下がった。 (同:176)

結果可能において問題とされる状態変化は非情物に生じる場合が多いにしても、その実現に関わる重要な要因として、有情物の意志的働きかけが欠かせない。したがって、(1) のような、有情物がまったく関与しない可能は結果可能の範疇に入っていない。

先行研究における上記の不足点を補うためには、可能表現を「(ら)れる」形式に偏らせず、「ことができる」と「～得る」も取り入れ、全体にわたって考察したうえで可能の本質について分析する必要がある。本稿では、冒頭に挙げた2例を含めて記述できることを目指し、可能の意味の再分類を試みる。

3. 本稿における可能の意味分類

本稿では、従来の研究成果を踏まえたうえで、「属性可能」という新たな意味分類を打ち立てることとする。そして、主体の意志による制御可能

性の度合いにより、可能の意味を「能力可能」、「条件可能」、「属性可能」、「認識可能」に4分類する。

3.1 能力可能

能力可能は、ある動作または状態を実現する能力が主体にあるか否かである。能力可能で問題とされるのは有情物の能力で、その能力は有情物の意志で具現化することができる。

(11) 花子は酒が飲める。

(12) あの子は百まで数えることができる。

(11) と (12) はいずれも能力可能表現である。それぞれ「花子」に「酒」を「飲む」能力があること、「あの子」に「百まで数える」能力があることを表している。

同じ能力可能表現であっても、それによって表される主体の能力は一様ではない。能力は有情物の「ある程度永続的」(渋谷1986:102)なものであり、それに本来備わった能力と習得した能力とがある。次の(13)は前者の能力を、(14)は後者の能力を表している。

(13) 私はこんな重い石を上げることができない。

(14) 彼女は車が運転できる。

ところで、上の(13)と(14)の間にははっきりと仕切りが付けられるが、下記の(15)、(16)の場合には、2つの能力の間にはそれほど明確な線を引くことができない。

(15) 人間は話せる動物だ。

(16) うちの子はまだ1歳になっていないのにもう話せるようになった。

(15) では、「話す」能力は「人間」という特殊な動物に本来備わった能力という解釈が成り立つ。これに対して (16) では、特定の間人である「うちの子」にとって、「話す」能力は本来備わった能力とは言えず、習得によって身に付いた能力と解釈するのが妥当である。このように、本来備わった能力と習得した能力は互いに繋がっているものと考えられる。

3.2 条件可能

条件可能において問題とされるのは、主体の能力の有無ではなく、何らかの条件により主体の動作・状態の実現が可能か否か、あるいはその条件自体である。条件可能表現も主体に有情物を必要とする。主体は自分の意志でもって事柄の実現をある程度制御できるが、条件による制約を受けている。

(17) 頭が痛いので、お酒が飲めない。

(18) 会員は無料で施設を利用することができる。

(17) は「頭が痛い」という条件により、「酒を飲む」ことが実現できないことを表す。(18) は「会員」という条件下で、「無料で施設を利用する」ことが可能であることを意味する。

条件可能における条件はさまざまであるが、森田 (1987) によれば、それは大まかに内的条件と外的条件に分けることができる。内的条件には、上の (17) におけるような身体的原因と、次の (19) における「もったいなくて」のような心理的原因がある。

(19) もったいなくて捨てられない。 (森田1987: 478)

一方、外的条件可能は周囲の情勢や規則などによって、ある動作や状態をなすことが許容されるか否かである。これは大体において、中田 (1981) の「許容可能」に相当するものである。すなわち、「主体が顕在化しても

主体の能力・意志による実現を話題にするのではなく、その動作がある外的条件のもと許容されることを表す可能表現」(中田1981:3)である。外的条件可能には、(18)のような資格や制約による(不)許可以外、場所、手段、時間的・経済的余裕、季節、常識、慣習などによる(不)可能もある。そして、次の(20)、(21)に示すように、人間一般が動作主の場合には、動作主を表さないのが通例である。

(20) 春になれば、花見を楽しむことができる。

(21) 中国では、うどんを食べる時、音を立てられない。

3.3 属性可能

属性可能とは事物の属性や状態が実現可能かどうかである。本稿では、属性に、1) 事物の本来の性質、2) 機械などの性能、3) 事物に対する評価・事物の価値、の3種類あると考える。例えば、下記の文はいずれも事物の属性を表した表現であり、(22)では「0℃になったら凍る」という「水」の本来の性質を、(23)では「時速100キロで走ることができる」という「この車」の性能を、(24)では人間にとって「食べられる」という「この茸」の価値を表していると見なす。

(22) 水は0℃になったら凍る。

(23) この車は時速100キロで走ることができる。

(24) この茸は毒がないから食べられる。

属性の持ち主は意志のない非情物か、意志性が表出されず属性の成立に関わらない有情物である。以下では、このような属性に関する、主体の制御不可能な可能を詳しく考察する。

まず、事物に備わった本来の性質に関わる属性可能について見てみたい。この性質は、その成立に事物の内的条件が決定的要因である点に特徴

がある。内的条件が備わったことを前提として、一定の外的条件が満たされれば、その性質の成立は可能となる。この類の属性可能は、能力可能や条件可能とは根本的に異なり、ある事象の成立を動作主の意志によって制御できない。本稿におけるこの分類法は、この類の可能を有情物の能力可能と同等に取り扱う従来の研究における分類とは根本的に異なっている。冒頭の例文(1)と(2)は、これにより説明することができるようになる。両者はいずれも事物の本来の性質に関する可能表現である。「桜」の「咲く」こと、「娘」の「育つ」ことはいずれも主体が制御できない事柄で、その成立は主体の本来の性質に由来している。(27)についても同様に説明することができる。

(25) 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲くことができる。 (= (1))

(26) 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育つことができたのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれない。 (= (2))

(27) 永久歯が生えてくる7、8歳頃になると歯ぐきの切れていた所に骨を移植して前歯がきれいに生えることができるよう、歯ぐきの形を整えます。

(<http://www.hal.kagoshima-u.ac.jp/Omfs2/clcp/newspaper.html>)

機械などの性能に関わる属性可能は、機械などの内的条件、すなわち機械などの性能が備わっていることが前提となり、人間の操作といった外的条件で、その性能に関する事柄の実現が可能か否かである。次の文はこのような可能を表す表現である。

(28) この車は時速100キロで走ることができる。 (= (23))

(29) この起重機は六トンまで物が上げられる。

(28)、(29) から分かるように、問題とされる機械が動作主体となり、構文的には能力可能と同じである。しかし、有情物の能力と異なり、機械の性能の具現は機械それ自身によって制御できないため、本稿では、「非情物も動作主体となるが、“能力可能” という点では人間も機械も差がない」という森田（1987）の考えに賛同できず、機械の性能に関わる可能を有情物の能力に関わる可能と区別して扱う。

最後に、事物に対する評価・事物の価値などに関わる可能について見てみよう。人間は身の周りにある事物に対して、つねに評価したり、自分の需要から価値づけたりするものである。事物に対する評価・事物の価値は、人間の立場から賦与された、事物の有する一種の属性と考えられる。このような属性に関わる可能は、松下（1977）の「価値の被動」や中田（1981）の「受容可能」に相当する。

- (30) この茸は毒がないから食べられる。 (= (24))
(31) このペンはすらすらと書ける。
(32) この橋は同時に二人しか渡れない。
(33) この川は汚くて泳ぐことができない。

(30)～(33)はいずれも事物の評価・事物の価値に関わる可能表現である。問題となる事物は動作・行為の対象か否かという点に違いが見られるものの、いずれも人間の動作・行為を実現させる属性を有するか否かを表している。すなわち、動作対象である「この茸」の「食べる」のに適する属性、道具である「このペン」の「すらすらと書く」動作を実現させる属性、移動範囲である「この橋」の「渡る」動作を実現させる属性、動作の場所である「この川」の「泳ぐ」動作を実現させる属性である。

3.4 認識可能

本稿で言う認識可能は、金子（1980）と渋谷（1986）の「認識の可能」から援用したもので、事柄の成立が可能か否かという認識上の可能性の有

無である。この類の可能は「～得る」によって表され、「生産性を持たない(語彙的である)うえに、文章語的なニュアンスを持つ。したがって、可能の意味の一項として認識の可能をたてるとはいえ、その標準語における位置は極めて周辺的である」(渋谷1986:107-108)。

(34) しかしそれが、小さな素粒子の世界が、どんなものかということ
を考えるときのヒントになりうる…… (=(8))

(35) クビになりえない人が弾劾裁判にかけられるんです。
(金子1980:67)

話者などが事柄の発生に対して行う判断であるため、動作主体の意志に関わらない。また、(34)と(35)に示しているように、判断対象である事柄は望ましいこととは限らない。

4. おわりに

本稿では、従来の研究成果を踏まえて可能の意味を、能力可能と条件可能と属性可能と認識可能の4つに再分類を試みた。新たに「属性可能」を打ち立てたことで、研究対象外とされてきた可能表現についても説明可能となった。

しかし、これら4つの意味はいずれも可能というカテゴリーの成員とは言うものの、カテゴリーにおける地位が一様ではない。プロトタイプ的な可能は何か、可能の根源は何か、といった問題は今後の課題とする。

(本論文は主として呂雷寧先生〈上海財経大学外国語学院講師〉の執筆によるものです。中井政喜記)

注

1) 本稿では、従来の研究に従い、人またはその他の動物を有情物とし、それ以

外を非情物とする。

- 2) 寺村(1982)は「この茸は食べられない。」のような、「XがV-されることが一般に可能である」表現を「受動的可能」としている。
- 3) 中田(1981)は「このリンゴは腐ってないから食べられる。」のように、「主体が顕在化してはず、その能力・意志に直接的には関与しない、専ら動作の対象である事物の具備する性質・状態について表された可能表現」(p.3)を「受容可能」としている。
- 4) 松下(1930)は、「此の酒は一寸飲める」、「此の筆は中々書ける」、「二度と見られた顔ではない」のような可能表現を「価値の被動」であるとしている。
- 5) 「ちからの可能」は、金子(1981)において「能力可能」と、金子(1986)において「チカラの可能」と称されている。
- 6) 「認識の可能」は、金子(1981)において「認識可能」と称され、金子(1986)においてまた、「蓋然性の可能」とも称されている。
- 7) 本稿では、動作・状態の担い手を主体と称する。

参考文献

- 青木伶子(1980)『国語学大事典』国語学会編、東京堂出版169-171
- 奥田靖雄(1986)「現実・可能・必然(上)」言語学研究会編『ことばの科学』1、むぎ書房181-212
- 金子尚一(1980)「可能表現の形式と意味(I) — “力の可能” と “認識の可能” について —」『共立女子短期大学紀要(文科)』23、62-76
- 金子尚一(1981)「能力可能と認識可能をめぐって—非情物主語ということ—」、『教育国語』65、pp.103-112
- 金子尚一(1986)「日本語の可能表現(現代語) —標準語のばあい—」、『国文学解釈と鑑賞』51(1)、至文堂、pp.74-90
- 小松寿雄(1995)「れる・られる—可能・自発(現代語)」『古典語現代語 助詞助動詞詳説』松村明編、学燈社71-78
- 渋谷勝己(1986)「可能表現の発展・素描」『大阪大学日本学報』5、101-136
- 城田俊(1998)『日本語形態論』、ひつじ書房126-133
- 張威(1998)『結果可能表現の研究—日本語・中国語対照研究の立場から』、くろしお出版
- 津田克己(2000)「現代日本語における可能表現について」『日本文理大学紀要』28-1、79-89

寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味』 I、くろしお出版255-270

中田敏夫 (1981) 「静岡県大井川流域方言におけるサル形動詞」『都大論究』18、
東京都立大学国語国文学会1-13

藤井正 (1971) 「可能」『日本文法大辞典』松村明編、明治書院124-126

松下大三郎 (1930) 『改撰標準日本口語法』(1977年に勉誠社より復刊)、中文館
書店160-171

森田良行 (1987) 『角川小辞典7 基礎日本語 I』、角川書店309-479

例文の検索エンジン：

(検索期間：2003年4月1日～2009年8月31日)

Goo (<http://www.goo.ne.jp>)

Google (<http://www.google.co.jp/>)

Yahoo (<http://www.yahoo.co.jp/>)